

## 様式例第1号

### 求人・求職者のみなさまへ

事業所名 株式会社 h a u t e c o u t u r e

#### 1. 取扱職種の範囲

当社の取り扱い職種範囲は全職種です。

取扱地域は全国です。

#### 2. 手数料に関する事項

##### ・求職者の皆様

求職受付の際、一切申し受けしません。

##### ・求人者の皆様

下記、手数料表をご参照ください。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または3,000,000円）</u>  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または3,000,000円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれおります。

#### ●返戻金に関する事項

当社より紹介し採用された求職者が、早期退職した場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻しする制度を設ける場合があり、以下を基本としています。ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

1. 入社日から 1 ヶ月以内の退職の場合 70 %を返還する
2. 入社日から 1 ヶ月を超える 2 ヶ月以内の退職の場合 50 %を返還する
3. 入社日から 2 ヶ月を超える 3 ヶ月以内の退職の場合 20 %を返還する

#### ●違約金規約

1. 甲(求人者)は、乙(職業紹介事業者)の紹介により採用した求職者を、採用決定後に自己都合により内定取消し又は採用辞退させた場合、当該求職者に支払われる予定であった理論年収の 50%を違約金として乙に支払うものとする。
2. 甲が採用した求職者を、入社後 3 ヶ月以内に自己都合により解雇した場合、甲は乙に対し、紹介手数料の 50%を違約金として支払うものとする。ただし、解雇が求職者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。
3. 前各号の規定に基づき算定される違約金の額については、甲乙協議の上、別紙料金表に従うものとする。

### 3. 個人情報

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 新山 洋介 です。

取扱者は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

取扱者は個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

また、これに基づき訂正(削除含む)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは遅滞なく訂正を行います。

### 4. 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は職業紹介責任者の 新山 洋介 です。

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申し出者に通知します。

### 5. その他

労働者の賃金については、労働基準法第 24 条に基づき、直接労働者に支払ってください。  
当社の業務についてご不明な点につきましては、担当者にお尋ねください。

令和 7 年 7 月 24 日

代表者 株式会社 h a u t e c o u t u r e

代表取締役 中村晋矢